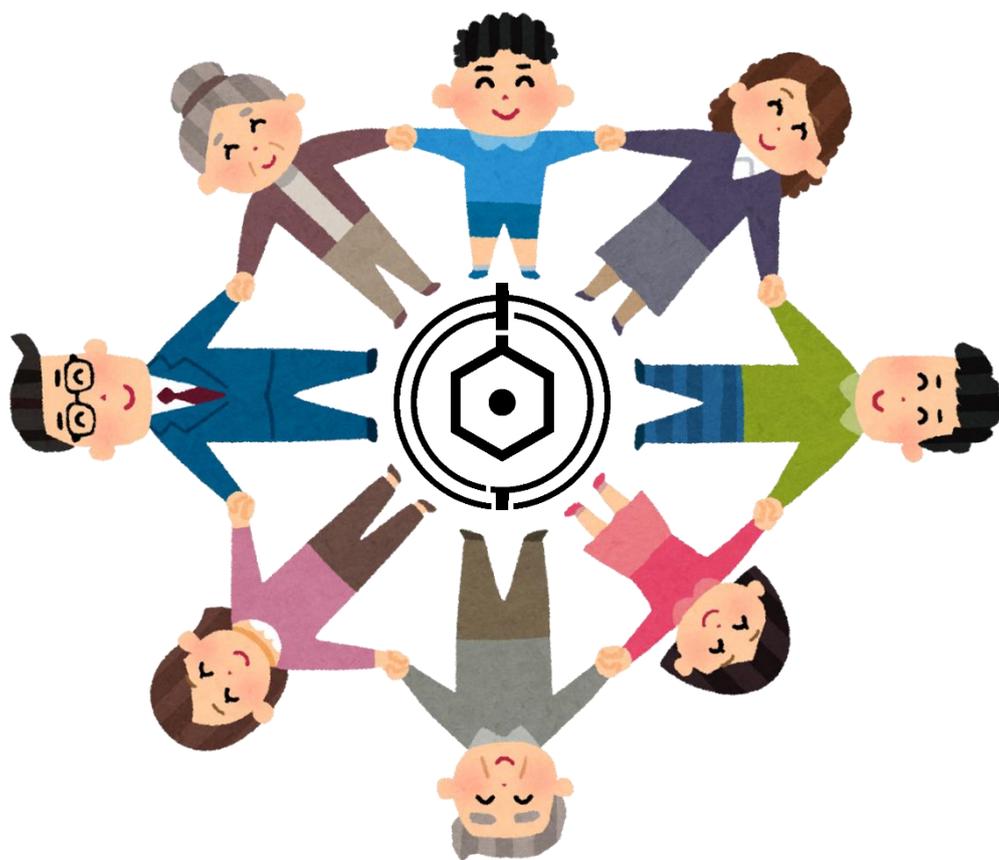


# 白老町地域コミュニティ基本指針

(案)

いきいきと暮らす『しあわせを感じるまち』の実現をめざして



2023 (令和5) 年 月

白老町

## 目 次

1	指針策定の背景	2P
2	指針策定の目的	3P
3	指針の推進期間	3P
4	地域コミュニティの現状と課題の分析	
	(1) 人口	4～ 7P
	(2) 地域コミュニティの状況	8～11P
5	地域コミュニティが進むべき方向性	
	(1) 基本理念	12P
	(2) 地域コミュニティの目指す姿	13P
	(3) 地域コミュニティ組織の在り方	14～15P
6	地域コミュニティが取り組むもの	
	(1) 運営体制の確保、状況に応じた運営や活動内容の見直し	16P
	(2) 課題の把握・情報の発信と共有	16P
	(3) 顔の見える共助活動の充実	17P
	(4) 多様な主体との連携	17P
7	中間支援組織が取り組むもの	
	(1) 積極的な情報収集と発信	18P
	(2) 相談・コーディネート機能の拡充	18P
	(3) 組織力強化・ひとづくり機会の充実	18～19P
8	行政が取り組むもの	
	(1) 地域コミュニティに対する支援	20P
	(2) 情報共有、公開の充実	20P
	(3) 中間支援組織機能の充実に向けた支援	20P
	(4) 職員理解と参加の促進	21P
<参考>	検討の経緯	22P

### 地域コミュニティとは

- 総務省の「コミュニティ研究会」第1回研究会（平成19年2月7日）参考資料では、「コミュニティ」を「（生活地域、特定の目標、特定の趣味など）何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団（人々や団体）」とし、この中で、「共通の生活地域（通学地域、勤務地域を含む）の集団によるコミュニティ」を特に「地域コミュニティ」としています。
- 上記、コミュニティ研究会における定義を参考に、本指針においては白老町内で、そこに暮らす住民が構成員となって地域に根ざした活動を行っている町内会や地区町内会連合会などの地縁による団体に加え、文化や芸術、スポーツなど共通の事項に興味関心を持つ方々の団体や、福祉やボランティア、まちづくりなど地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開している団体を総じて「地域コミュニティ」とします。

# 1 指針策定の背景

## ◆ 少子高齢化の進行

- 少子高齢化の進行は、人口減少のほかにも、核家族化の進行や住民相互のつながりの希薄化、労働力や各種活動の担い手不足など、地域の様々な活動の縮小・停滞に及ぼす影響は非常に大きいものになります。
- 今後、更なる人口減少、少子高齢化の進行が見込まれる中においては、地域活動や日常生活をこれまでどおり送ることができるのか懸念されます。

## ◆ 地域コミュニティの役割の重要性

- これまでも地域コミュニティは、防災や防犯活動、高齢者や子どもの見守りなどの福祉活動、環境美化・保全活動など様々な分野における地域課題の解決を図るうえで大きな役割を担ってきました。
- 人口減少・少子高齢化社会における地域の在り方を考えた時、地域コミュニティの役割はますます重要になっていくものと捉えています。

## ◆ つながりの必要性

- 近年、地域で日々の生活を送りながら、町内の事業所・企業で技能等の習得、習熟を図る外国人技能実習生の人数が増えています。
- 独居の障がい者や認知症の方などを含め、社会的に少数派と位置付けられる方々も地域で暮らしています。
- 地域住民が地域で孤立しないためにも、自らの居場所となる「地域コミュニティ」とのつながりを確保・維持する必要性が高まっています。

## ◆ 地域課題の複雑化

- 人々の価値観や意識、生活様式の変化から住民の暮らしに関わる要求も多様化、複雑化しています。
- 多様化・複雑化する地域課題に対しては、行政のみならず、様々な主体が連携・連動して向き合わなければ解決を図ることは困難になっています。

## ◆ あるべき姿や方向性を共有

- 今後の社会潮流の変化や人口減少、少子高齢化の進行により、私たちはいまだ経験の無い時代を迎えます。
- 将来にわたって持続可能な地域づくりを進めるために、地域の様々な主体が、あるべき姿や方向性を共有し、それぞれの連携により強みを活かし弱みを補い合いながら、まちづくりの主体として自ら考え行動していくことが不可欠になります。

## 2 指針策定の目的

### 『地域コミュニティの進むべき方向性』 の道標として

- 平成19年1月、町民が主体の住民自治によるまちづくりを推進するために、その仕組みや役割などを「白老町自治基本条例」として定めました。
- 自治基本条例に定められた自治の基本理念と基本原則に基づき、人口減少下にあっても、行政と町民との協働・連携を強化し、**地域の総合力を発揮することにより、地域課題の解決に向けて取り組む歩みを自ら進めていく必要があります。**
- 社会情勢の変化の中でも持続可能な地域コミュニティの形成や、自律した運営を行っていくための方向性を、道標となる「指針」として示し、**様々な主体に共通となる地域コミュニティの「将来に向けた羅針盤」となるよう策定するものです。**

## 3 指針の推進期間

本指針は、今後、社会情勢の変化があっても、地域コミュニティに関わる様々な主体の自主性や連携のもと、目指すべき姿の実現に向け、それぞれの状況に即した速度で、その歩みを持続的に進められるよう、長期にわたり不変的な「道標」としての役割を担うことから、**具体的な推進期間は定めないものとします。**

- 本指針では、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の将来人口推計の終期である2045(令和27)年の状況下にあっても、活動や機能が維持・継続できるような地域コミュニティの姿をイメージしています。
- 本指針は20年、30年先の人口状態などを想定し策定するものであるため、具体的な推進期間は定めないものと考えています。

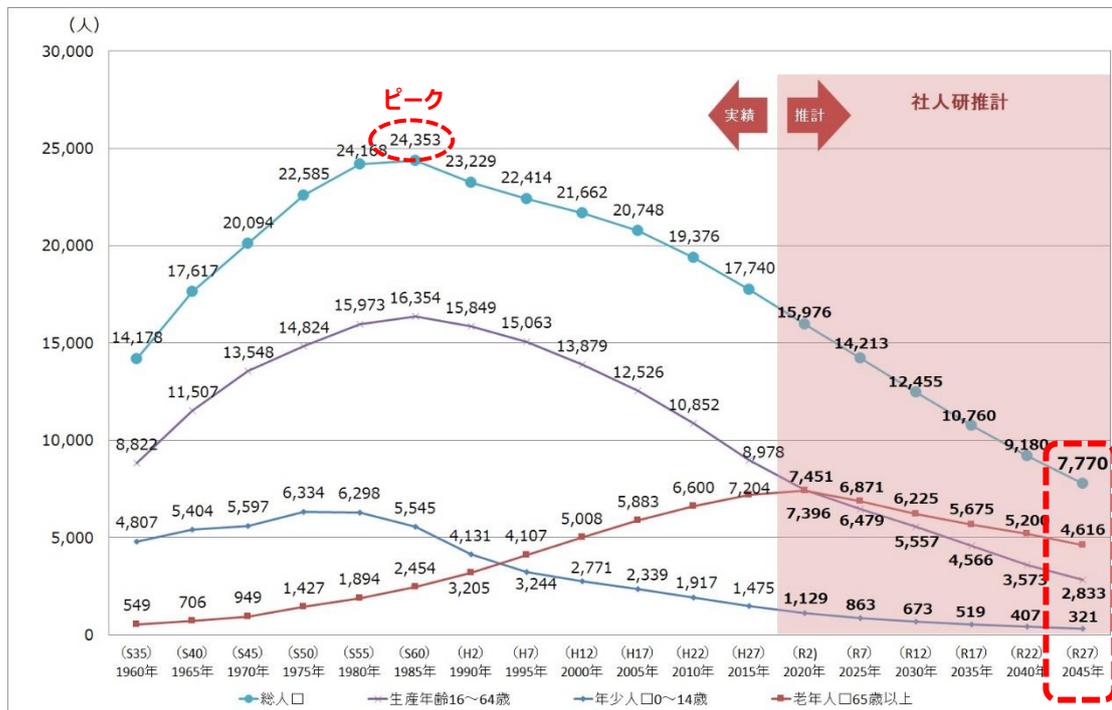
しかしながら、本指針の趣旨や意義の浸透、地域コミュニティの「方向性」や「目指す姿」、「在り方」などと、その時々、社会情勢の変化の中で、地域コミュニティの実情と整合性が図れない可能性もあることから、定期的<sup>※</sup>な点検・確認を行います。

※定期的：社人研において新たな人口推計が示された時期を想定

## 4 地域コミュニティの現状と課題の分析

### (1) 人口

#### ① 総人口・年齢3区分別人口の推移（一部推計値）



出典：各年国勢調査、2018（平成30）年社人研推計値

※総人口の値は年齢不詳者を含めて計上しているため、各年齢区分の合計値と一致しない場合があります。

- ◆ 総人口は1985(昭和60)年をピーク(24,353人)に年々減少を続けており、2045(令和27)年には7,770人まで減少すると推計されています。

この推計人口は町制施行前の1941(昭和16)年当時、白老村時代の住民基本台帳人口である7,752人とほぼ同数であり、白老町としては経験のない人口状態を迎えることとなります。

※1954(昭和29)年11月1日、白老村が町制施行で白老町になりました。

- ◆ 年齢3区分別人口では、総人口の減少に反して増加していた老年人口も、年少、生産年齢人口同様、減少に転じていますが、生産年齢人口の減少傾向が強いため、近い将来、老年人口が生産年齢人口を上回ると推計されています。

※年齢3区分別人口：①年少人口(~14歳)、②生産年齢人口(15~64歳)

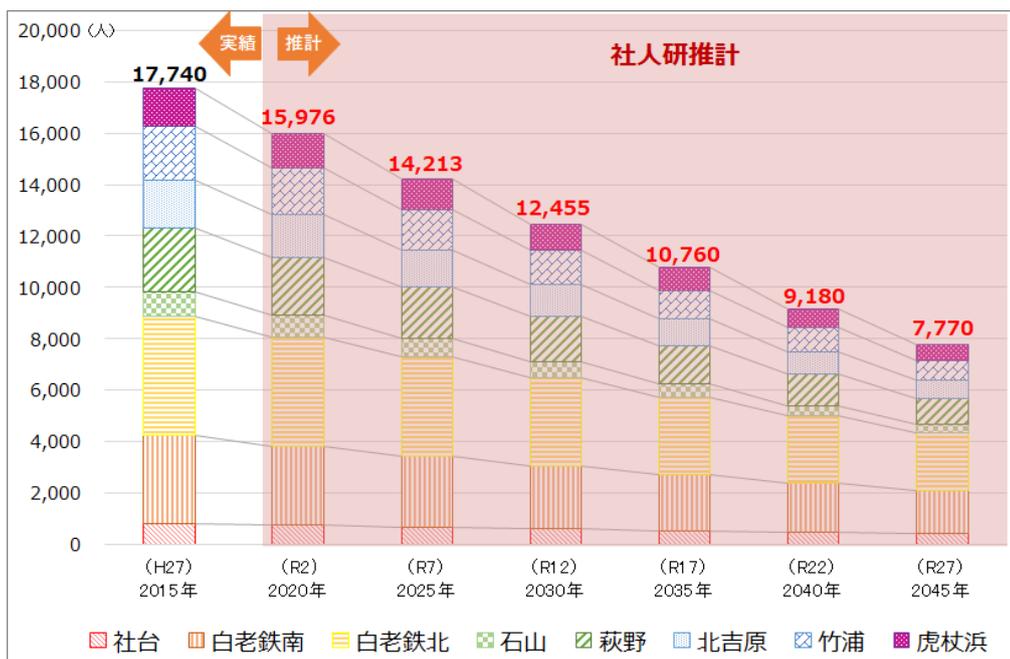
③老年人口(65歳以上)

#### 【参考】年齢3区分別人口割合比較

1955(昭和30)年	①年少：39.3%、	②生産年齢：56.5%、	③老年：4.2%
↓ 65年経過	↓ ▲32.5pt	↓ ▲9.3pt	↓ +41.7pt
2020(令和2)年	①年少：6.8%、	②生産年齢：47.2%、	③老年：45.9%

## ② 人口推移予想（総人口・地区別）

【総人口・地域別人口の推計】



地区	(H27) 2015年	(R2) 2020年	(R7) 2025年	(R12) 2030年	(R17) 2035年	(R22) 2040年	(R27) 2045年
社台	人口(人) 800 増減率(%) 0	737 ▲ 8	666 ▲ 17	592 ▲ 26	527 ▲ 34	463 ▲ 42	402 ▲ 50
白老鉄南	人口(人) 3,420 増減率(%) 0	3,055 ▲ 11	2,747 ▲ 20	2,453 ▲ 28	2,165 ▲ 37	1,906 ▲ 44	1,679 ▲ 51
白老鉄北	人口(人) 4,655 増減率(%) 0	4,272 ▲ 8	3,878 ▲ 17	3,457 ▲ 26	3,042 ▲ 35	2,641 ▲ 43	2,264 ▲ 51
石山	人口(人) 943 増減率(%) 0	840 ▲ 11	726 ▲ 23	614 ▲ 35	503 ▲ 47	401 ▲ 57	320 ▲ 66
萩野	人口(人) 2,488 増減率(%) 0	2,250 ▲ 10	1,998 ▲ 20	1,746 ▲ 30	1,482 ▲ 40	1,231 ▲ 51	1,011 ▲ 59
北吉原	人口(人) 1,859 増減率(%) 0	1,664 ▲ 10	1,458 ▲ 22	1,249 ▲ 33	1,047 ▲ 44	863 ▲ 54	702 ▲ 62
竹浦	人口(人) 2,108 増減率(%) 0	1,838 ▲ 13	1,575 ▲ 25	1,324 ▲ 37	1,115 ▲ 47	927 ▲ 56	765 ▲ 64
虎杖浜	人口(人) 1,467 増減率(%) 0	1,320 ▲ 10	1,165 ▲ 21	1,020 ▲ 30	879 ▲ 40	748 ▲ 49	627 ▲ 57
<b>合計</b>	<b>人口(人) 17,740 増減率(%) 0</b>	<b>15,976 ▲ 10</b>	<b>14,213 ▲ 20</b>	<b>12,455 ▲ 30</b>	<b>10,760 ▲ 39</b>	<b>9,180 ▲ 48</b>	<b>7,770 ▲ 56</b>

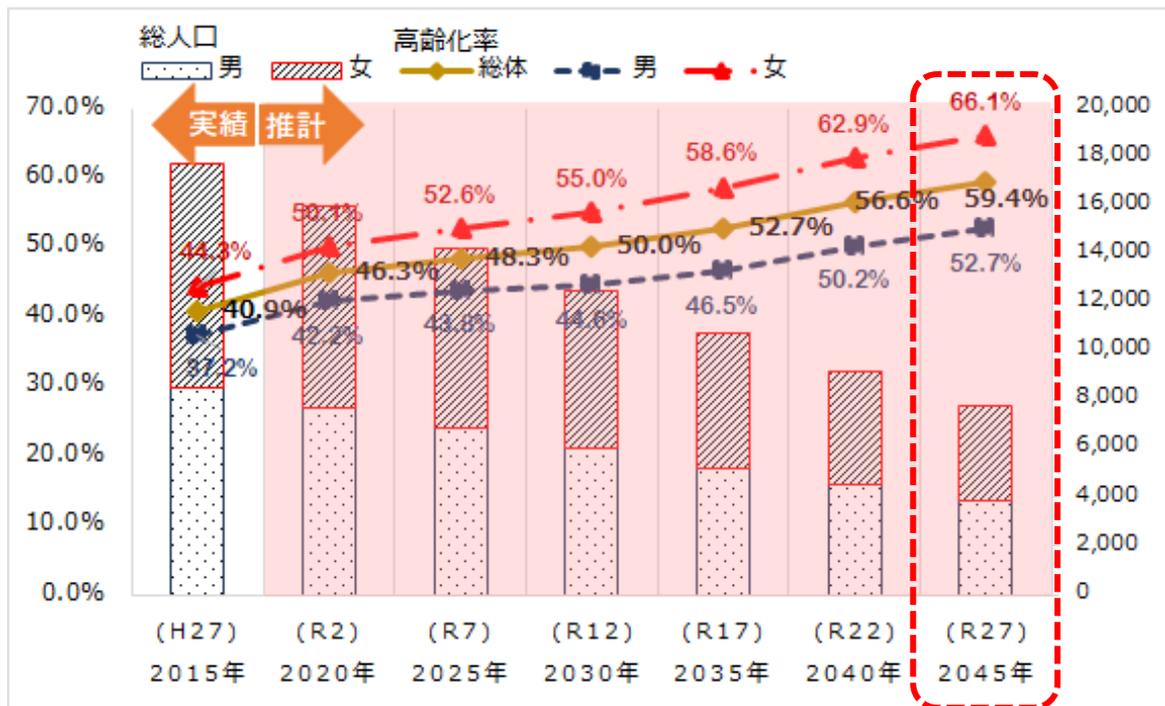
出典：2015（平成27）年国勢調査、2018（平成30）年社人研推計値

注1：地区別の推計については、各年における町全体の推計値を用いて、各地区の人口を按分して算出しています。

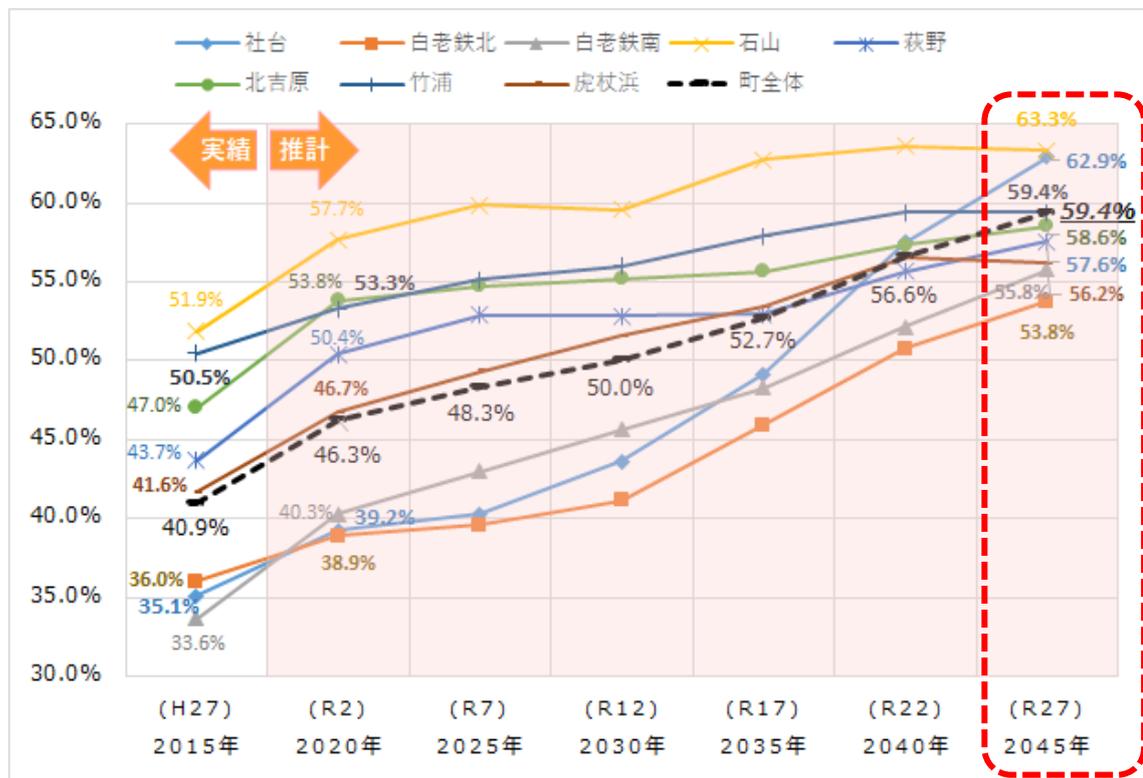
- ◆ 2045（令和27）年の総人口推計7,770人は、基準となる2015（平成27）年の総人口と比較すると増減率が▲56%であるのに対し、地区別では石山以西の地域で全体平均以上に減少が進むものと推計され、地域によって人口減少の進行に差が出るものと予想されます。

### ③ 高齢化率（男女別・地区別）の推計

【男女別 人口・高齢化率の推計】



【地区別 高齢化率の推計】



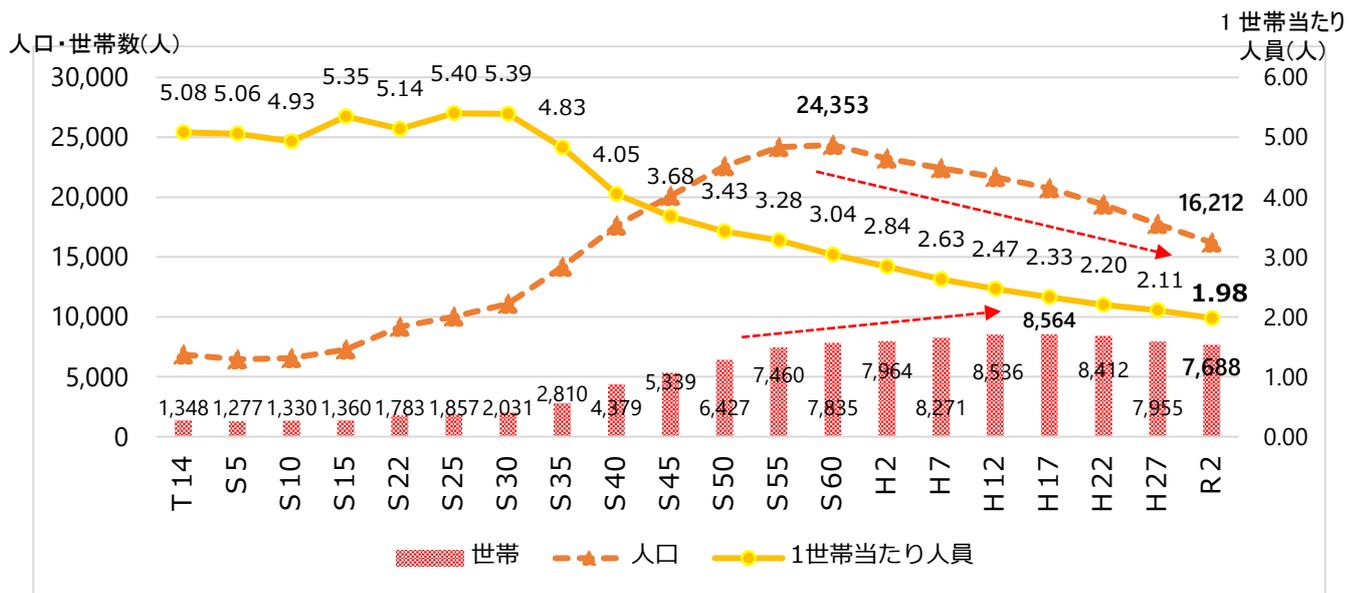
出典：2015（平成27）年国勢調査、2018（平成30）年社人研推計値

注1：地区別の推計については、各年における町全体の推計値を用いて、各地区の人口を按分して算出しています。

- ◆ 総人口は減少傾向と推計されているのに対し、高齢化率は反比例的に上昇し、2045(令和27)年には59.4%となる見込みとなっています。

- ◆ 女性の高齢化率は高く、現時点においても50%を超えております。  
2045(令和27)年には男女別の人口総数はほぼ同数ですが、女性は男性よりも高齢者数が多くなる推計であることから、高齢化率は66.1%と男性に比べ13.4%ポイント高くなる推計になっています。
- ◆ 地区別では、現在、高齢化率の最も高い「石山地区」が2045(令和27)年においても63.3%と全体よりも高い水準で推移する見込みです。
- ◆ 現在は高齢化率が低い「社台地区」においては、今後、他地域に比べ高齢化率が急伸し、2045(令和27)年には62.9%と石山地区に次いで高くなる推計となっており、地域によって高齢化の進行に違いが出てくると考えられます。

<参考> 国勢調査における「人口・世帯・1世帯当たり人員」の推移

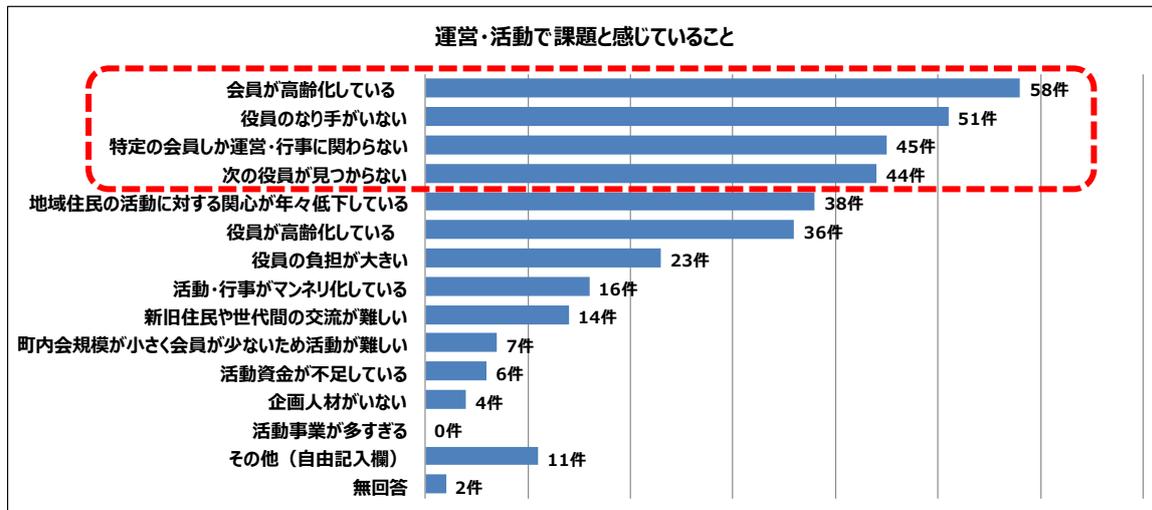


- ◆ 総人口は1985(昭和60)年をピークに減少しておりますが、世帯数は2005(平成17)年をピークとし、総人口に比べると「なだらかな減少」となっています。
- ◆ 核家族化など世帯人員の減少が総人口の減少に大きな影響を及ぼしており、2020(令和2)年には1世帯当たりの人員が「1.98人」となっています。

## (2) 地域コミュニティの状況

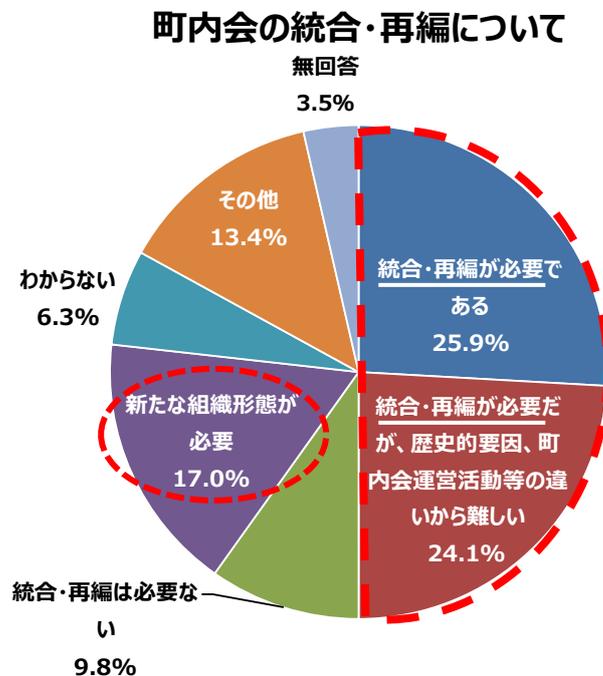
### Ⅰ 町内会の現状（R1 町内会に関するアンケート調査結果から）

□ Q. 町内会運営や活動で特に課題と感じていることは？



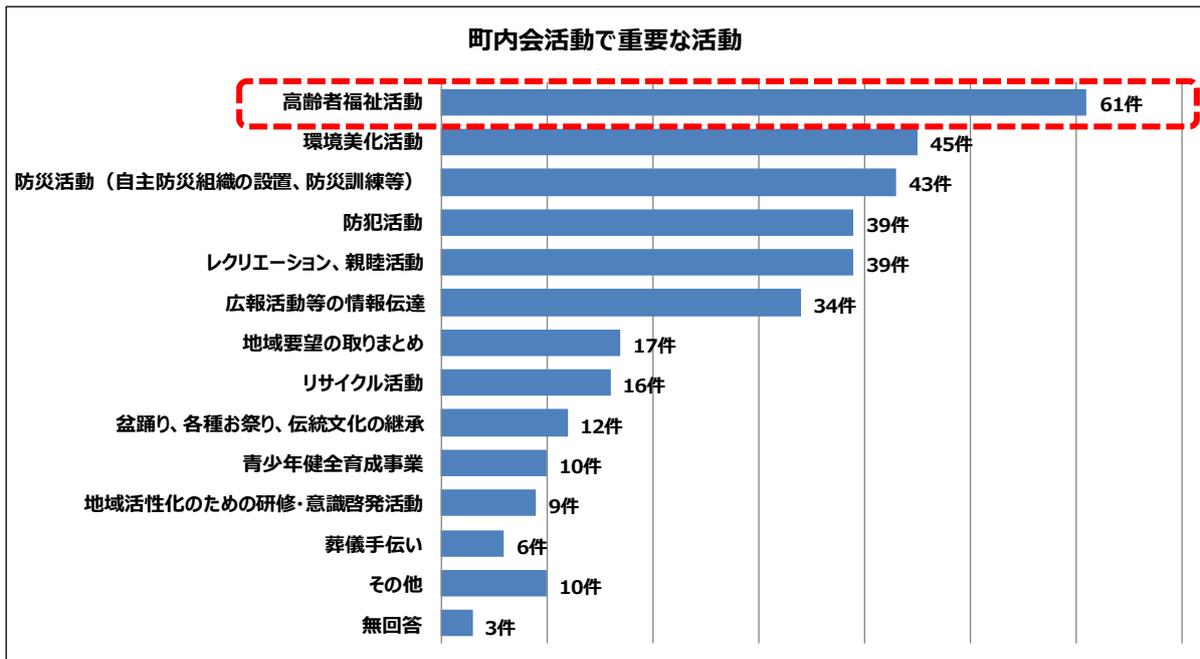
◆ 人口減少、高齢化の現状が回答にも反映されており、「会員の高齢化」や「役員の担い手不足」が地域において顕著化している状況が伺えます。

□ Q. 今後の町内会運営の在り方を検討する上で、町内会の統合・再編について、どのように思いますか？



◆ 会員の高齢化や役員の担い手がいない状況から、「町内会の統合や再編が必要」であるとの意見が半数、加えて、「新たな組織形態が必要」との声も多くあり、現状や将来の運営の在り方に対する危機感が伺えます。

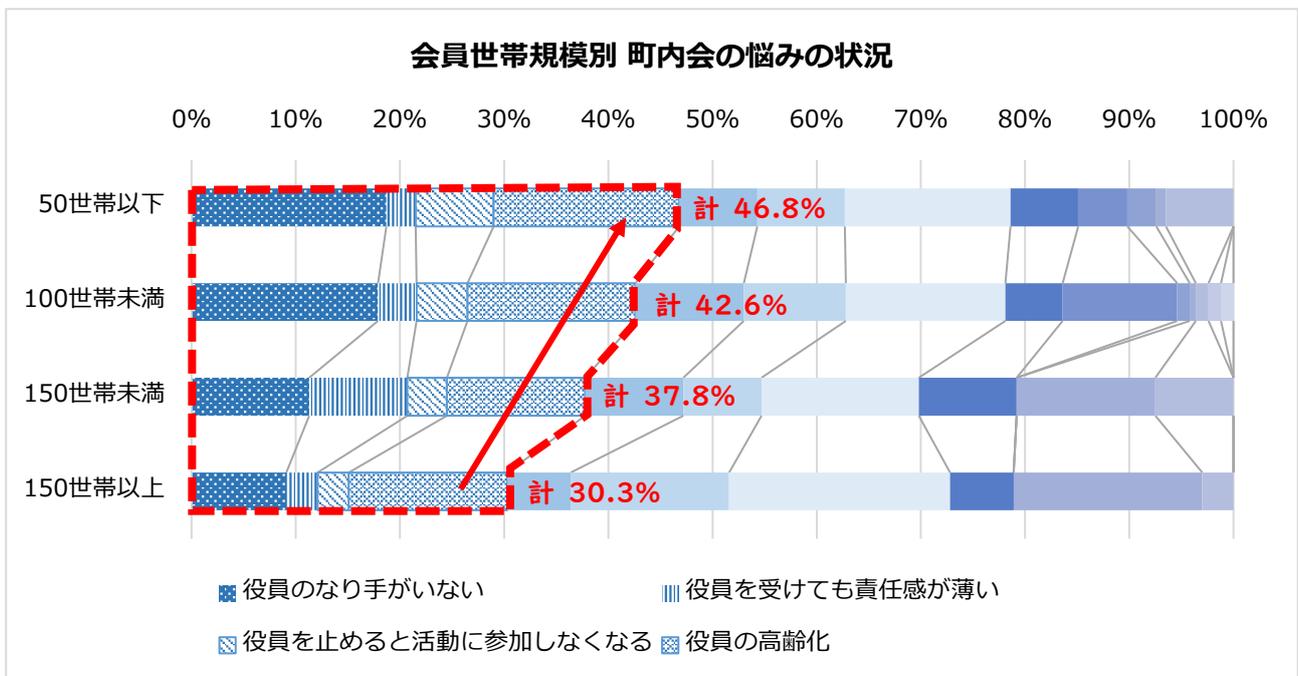
Q. 町内会活動で特に重要だと思う活動は何ですか？



◆ 地域に高齢者が多く居住し、独居の高齢者なども増えている状況から、「高齢者福祉活動」の重要性は増していますが、それらを支える会員や役員の高齢化もあり、いかにその役割を地域で担っていくかが課題になっています。

② 町内会 会員規模別比較（R4町内会基本調査結果から）

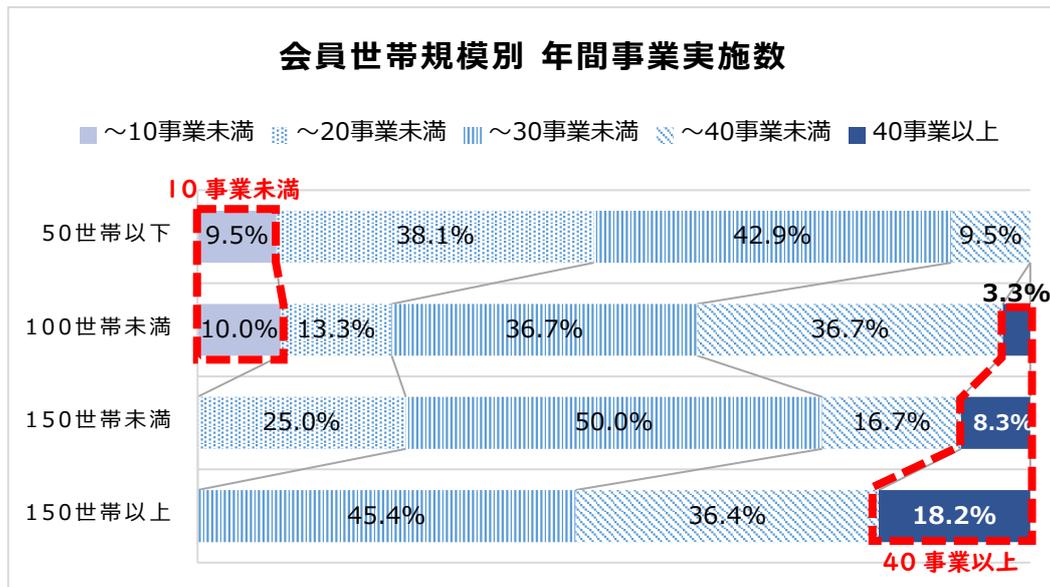
Q. 町内会長として悩んでいることは何ですか？



◆ 世帯規模が小さい町内会ほど、役員のなり手不足など「担い手の確保」に係る悩みが多い傾向にあり、前回調査(H30)よりもその割合が増えています。

Q. 設問事業10区分80項目の内、町内会で取り組んだ事業・活動項目は？

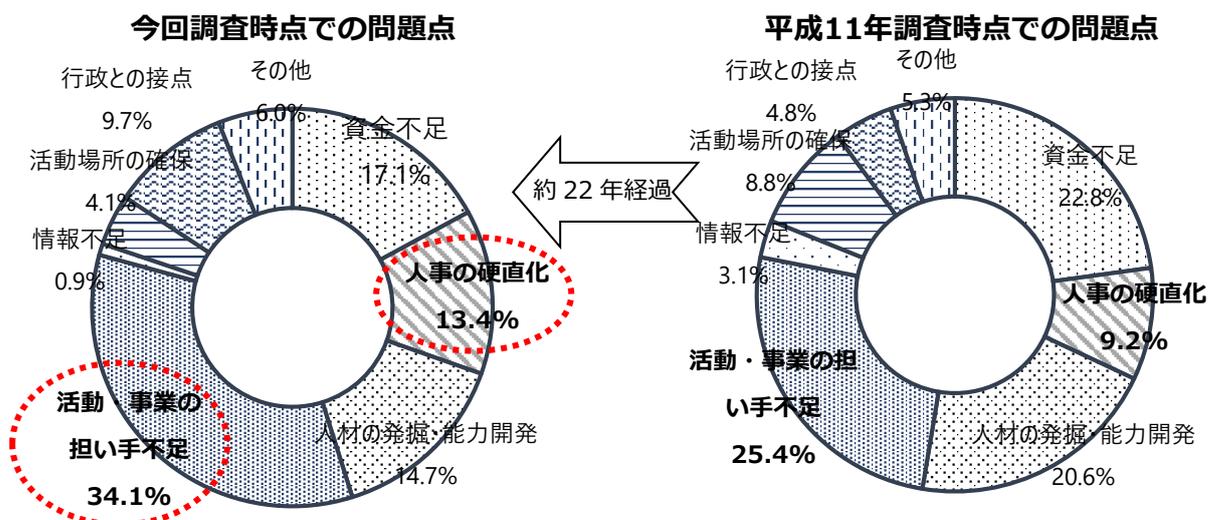
※10区分：①親睦交流、②健康増進、③交通安全、④防災・防犯、⑤広報、⑥環境・衛生  
⑦文化・教養、⑧福祉、⑨児童・青少年、⑩リサイクル



- ◆ 世帯規模が大きい町内会では多くの事業が実施できているのに対し、小規模な町内会では担い手不足の影響もあり、事業実施が困難となっている状況が伺えます。
- ◆ その他にも、小規模な町内会では、規模の大きい町内会に比べ、役員会などの開催回数が少なく、また、財源不足が生じている割合が多いなど、調査結果から町内会運営に対する世帯数の減少が及ぼす影響は大きいものと捉えられます。

### ③ 町民活動団体の現状（R3 町民活動団体活動実態調査結果から）

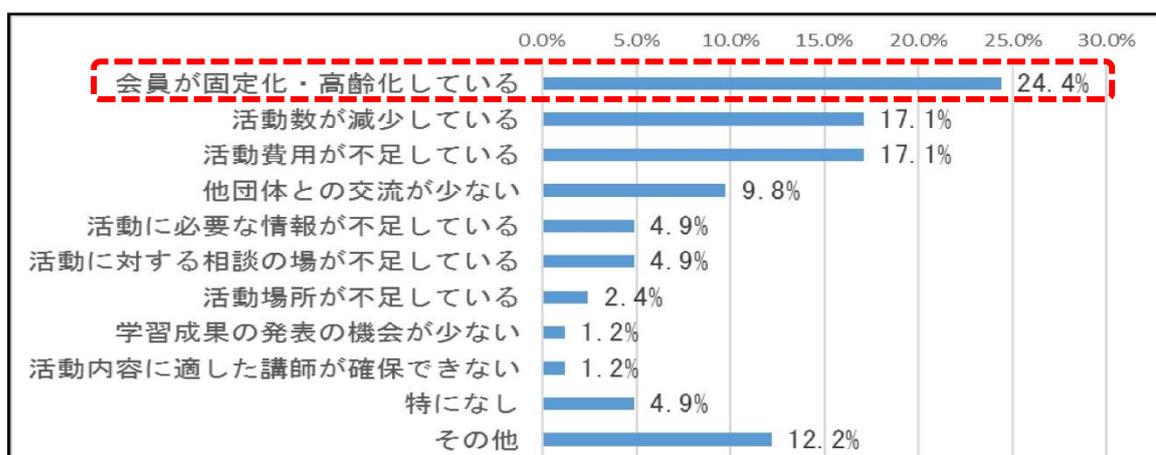
Q. 活動を展開していく上で、貴団体の問題点は何ですか？



- ◆ 前回（平成11年）の調査に比べ、「人事の硬直化」「活動・事業の担い手不足」などの割合が増えており、町民活動団体においても人口減少・少子高齢化の影響が如実に表れています。

#### 4 第3次白老町社会教育中期計画（R3.3策定）から

Q. 各団体が抱える課題はどのような事ですか？



- ◆ 本調査の主な対象は「社会教育関係団体」になりますが、課題として「会員の固定化・高齢化」を挙げる団体が最も多く、また、自由意見の中には高齢化による活動施設への移動の問題や、役員のなり手や若い世代の新規加入の少なさなど、人口減少・少子高齢化の進行により、今後の活動に不安を残す意見が多くみられました。



#### 「現状と課題の分析」まとめ

- 全体を通して、町内会、町民活動団体など「地域コミュニティ」における現状の課題や、更なる人口減少・少子高齢化の進行が見込まれる将来に向けた不安や問題点など共通する部分が多い結果となっています。
- 本指針においては地域コミュニティとして共通の目標に向かい、進むべき方向性なども共有しながら、それぞれの主体の自主的な活動のほか、相互の連携、行政との関わりについても重要事項として捉え、方向性を示していくものとします。

## 5 地域コミュニティが進むべき方向性

### (1) 基本理念

本指針における基本理念は、「まちの憲法」と言われ、恒久的な白老町の最高規範として位置付けられている「白老町自治基本条例」の基本理念でもある



『しあわせを感じるまち』

の実現を目指すものとしします。

<参 考>-----白老町自治基本条例逐条解説より抜粋-----

(基本理念)

第3条 私たちは、まちづくりの主体として、自らの手で自らのまちを創っていこうとする意思を明確にし、考え行動することで、互いに支えあい、いつまでも安心して共に生き生きと暮らすことのできる「しあわせを感じるまち」の実現を目指します。

2 私たちは、前項の規定の実現に向け、平和を願い、環境を守り、次代を担う子どもたちを育み、学び、働くことを通じて、将来にわたりまちづくりに取り組みます。

【解説】

- ・本条では、この条例を貫く理念を規定しています。
- ・自分たちのまちは自分たちでつくる意思を明確にして、しあわせを感じるまちの実現を目指します。
- ・そのために、自分たちが主体となってまちづくりに取り組みます。
- ・「しあわせを感じるまち」は、総合計画基本構想で示す最終的なまちの将来像です。本条例の普遍的な理念として位置付けます。
- ・本条例は、この基本理念を実現するための制度的規範として位置付けます。

## (2) 地域コミュニティの目指す姿

- 人口減少・少子高齢化の進行などにより地域課題が多様化する中であっても、地域の様々な主体が、自らの意思と行動で「やりがいや生きがいを感じながら」まちづくりに参画することにより、住民誰もが「しあわせを感じる」日々の生活を送ることができる地域コミュニティの実現を目指します。
- 誰もが、安全で安心していつまでも暮らし続けられる地域を実現するために、地域コミュニティが目指すべき理想の姿・方向性を次のとおりとします。

### ① 多様な主体が参画する地域コミュニティ

- 様々な主体の参画を促進するためには、地域コミュニティに対する意識の啓発や、参画へのきっかけづくりが必要となります。
- 地縁（エリア）や、共通の趣味・関心（テーマ）など何かしらの関わりによる「縁」や「絆」を大切に、その結び付き（紐帯）を強弱含め維持・拡大することを目指します。
- 幼児から高齢者まで様々な世代や性別、国籍や立場などにも関わらず、また、社会的な少数派とされる方々も含め、それぞれに適した参加の仕組み作りを進めることで、誰もが気軽に参画できる地域コミュニティの実現を目指します。

### ② 情報を共有し、互いに助け合える地域コミュニティ

- 地域コミュニティとして多様な活動を展開するためには、活動内容の見える化や情報の周知などを積極的に行い、様々な主体が関心を持ち、目標や進むべき方向性を共有することが重要となります。
- 地域活動や行事・イベントの実施内容、結果についての情報発信が積極的に図られ、地域住民などが広く関心や愛着を持つ地域コミュニティを目指します。
- 情報の共有や、一人ひとりの意見を尊重することができるよう、日ごろからの交流・連携を積極的に行い、互いに助け合える地域コミュニティの実現を目指します。

### ③ 誰もが地域課題の解決に取り組む地域コミュニティ

- 多様な主体の参画、必要な情報や意識の共有を図ることにより、誰もが課題や問題を自分事と捉え、行動につなげることが必要となります。
- 幅広い主体が「できる分」だけ参画するなど、軽めの関わりを継続的に続けることが選択できる地域コミュニティを目指します。
- 自助・共助の精神で、多様な主体が自主的・自律的に地域課題の解決に取り組む、誰もが「しあわせを感じる」ことができるまちの実現に寄与する地域コミュニティを目指します。

### (3) 地域コミュニティ組織の在り方

- 現在、町内には100程の町内会がありますが、その会員規模は様々で、特に世帯数が少ない単位町内会においては、役員の担い手確保が困難な状況から、これまで同様の活動ができなくなるなど、組織の維持が困難な状況も見受けられます。
- 町民活動団体においても、高齢化などの影響により、組織の新陳代謝が進まない状況から町内会同様の問題が生じています。
- 町内会においては、隣接する町内会同士の連携のほか、合併や地区町内会連合会単位での活動促進、機能の一元化などが必要となり、また、町民活動団体においても、共通機能や役割の集約など、担い手不足に対応した組織の変革が必要と考えられます。
- 住民自治や地域活性化など主体的な活動を行う組織として、必要とされる共助の役割や組織運営機能を継続的に確保するために、地域コミュニティ組織の目指すべき理想の姿・方向性を次のとおりとします。

#### ① 持続的な活動を可能とする地域コミュニティ組織

- 人口減少などにより担い手の確保が困難な状況にあっても、持続的に活動を続けることができる組織運営が必要になります。
- 少子高齢化の更なる進行が見込まれる中において、町内会や町民活動団体においては、単体でその機能を果たすことが困難な事項も増えていくと推測されます。
- 隣接する町内会との連携や合併、地区単位での業務・機能の集約化を目指します。
- 町民活動団体においても、活動を維持継続するための資金や会員規模を保つべく、組織力の強化や上部組織等への機能集約を目指します。
- 役員が交代する場合にあっても、その経験やノウハウが円滑に引き継げる環境の整備や、組織として一定規模・機能を維持確保することで、持続的な活動を可能とする地域コミュニティ組織の実現を目指します。

#### ② 様々な連携により、課題解決を行う地域コミュニティ組織

- 地域課題の多様化・複雑化や組織力の低下などにより、これまでどおり単体では地域課題を解決することが困難な場面も増えていくと予測されます。
- 地域の暮らしを守り、持続可能な地域としていくため、NPOなど専門性を持つ町民活動団体との積極的な連携のほか、行政や様々な組織・団体、学校、事業所・企業なども含めた広域的・有機的な連携を模索します。
- 組織の枠を越えた人材や資金、ノウハウの活用を積極的に行い、課題解決を行う地域コミュニティ組織の実現を目指します。

### ③ 地域コミュニティを支える中間支援組織の充実

- 地域課題の解決、持続可能な地域づくりを進めるためには、ひとつの町内会のみならず、地区町内会連合会、町民活動団体やNPOなどの様々な組織、更には、行政、事業所・企業、学校などそれぞれが持つ機能や情報、資源などとの連携・融合を仲介し、サポートや調整を行う「コーディネーター」の存在が必要不可欠となります。
- 「白老町町民まちづくり活動センター」は、町民活動団体の相互交流と、町民に開かれた活動の場としての機能を果たすほか、協働のまちづくりの拠点となることから、中間支援組織として「コーディネート機能」などの充実を図ります。
- 地域コミュニティの持続的な活動を支援するため、地域コミュニティと様々な主体とのマッチングを図る仲介機能や、組織運営に係るアドバイスなど指導機能の充実を図ります。



## 6 地域コミュニティが取り組むもの

- 「白老町自治基本条例」において、町民は「まちづくりの主体」と位置付けられています。
- 日ごろから、住みよい地域づくりのために自ら考え行動し、お互いを尊重しあい、協力や支えあいなどの協働により「しあわせを感じるまち」の実現に向け取り組む姿勢が不可欠となります。
- 本指針に基づき、地域コミュニティが多様な主体と連携し、役割分担をしながら、様々な取組みを進めていくことが地域課題の解決につながります。

### (1) 運営体制の確保、状況に応じた運営や活動内容の見直し

- 社会情勢が大きく変化する中であっても、地域コミュニティの機能や役割、活動を持続可能なものとする必要があります。
- 従来の考え方や手法にとらわれず、社会情勢に鑑みた多種多様な人材の柔軟な活用や、適切で持続的な運営や活動が行える財源規模も考慮した会員数の維持・確保、状況に応じた運営・活動内容の見直しを積極的に進めます。

### (2) 課題の把握、情報の発信と共有

- 地域コミュニティの課題を自分事として捉えるためには、課題に係る適切な情報の把握や発信などにより、意識付けや関心を高める取組みが必要となります。
- 地域課題の把握のため、様々な主体の状況把握や意見聴取など、積極的な情報収集に努めます。
- 多様な主体の参画を促進するため、日々の活動の見える化や、様々な取組みの実施に係る開催案内や結果などの積極的な情報発信に努めます。
- 感染症の拡大やデジタル化が進展する中においては、紙媒体だけではなく、多様な情報発信手段<sup>\*</sup>の活用も検討し、効果的な情報共有を図ります。

<sup>\*</sup>多様な情報発信手段例：ホームページ、SNS、Eメールなどの電子媒体の活用

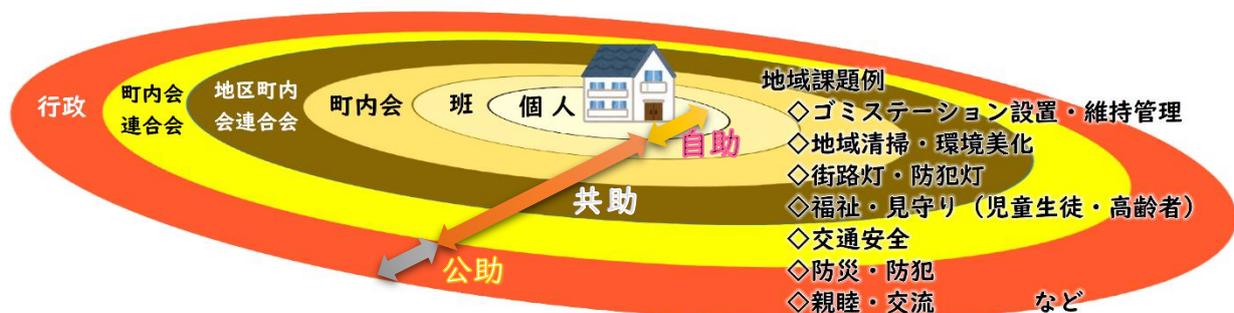
### (3) 顔の見える共助活動の充実

- 誰もが安心して暮らし続けることができる地域を構築するためには、普段から顔の見える関係づくりと支え合いによる共助活動が不可欠となります。
  - 希薄化が進む地域コミュニティとのつながりを、社会情勢や生活様式の変化に合わせて、それぞれの形で関係性が持てるよう模索しながら構築していく必要があります。
- 地域住民のみならず、新規転入者や二地域居住者、共同住宅入居者なども含めた世帯状況や、災害時の避難支援など各種支援の必要性の把握、地域全体での共通ルールの共有など、地域に居を構える住民と地域コミュニティとが互いの顔や名前を知りあえる信頼関係の構築を積極的に進めます。

### (4) 多様な主体との連携

- 少子高齢化の進行や社会情勢の変化から、これまで当たり前に行っていた行事や取組みも、単体で行う事が困難な状況が増えていくものと推測されます。
  - 解決が困難な地域課題や、地域コミュニティ運営における問題点、新たな取組みの実施など、新たな障壁を乗り越えるために外部へ相談することが解決の糸口になる場合もあります。
- 行政や中間支援組織である「白老町町民まちづくり活動センター」の協力も得て、地域課題の解決や地域の活性化に向け、多様な主体との連携を積極的に進めます。

<参考> 地域課題解決に向けた『自助・共助・公助が担う守備範囲』の概念図



## 7 中間支援組織が取り組むもの

- 地域コミュニティの活性化や町民活動の支援、情報発信や交流の場と機会を創出するなど町民活動をサポートする中間支援組織として令和2年4月、「白老町町民まちづくり活動センター」が組織再編されました。
- 中間支援組織には、町民が様々な活動に参加しやすい仕組みづくりやコーディネート、様々な主体のマッチング、人材発掘や育成など多様な機能や役割が求められます。
- 白老町町民まちづくり活動センターは、地域コミュニティの持続的な公益活動を実現するため、様々な支援を通して町民力や地域力を高め、様々な担い手の協働により地域課題の解決に臨む「まちづくりの拠点」・「協働のパートナー」を目指します。

### (1) 積極的な情報収集と発信

- 地域コミュニティが、いつ、どこで、どのような活動を行っているか、また、行事や募集事項など、様々な情報の集積、積極的な情報の発信が求められています。
- 地域コミュニティに関し、様々な主体が、知りたい時に、知りたい情報に接することができる環境の整備が必要になります。
- 定期的に各町内会や町民活動団体等に関する情報の収集を行います。
- 地域コミュニティに関する情報のデータベース、各種活動、募集や助成制度に関する事項など、必要とされる情報の積極的な発信を行います。

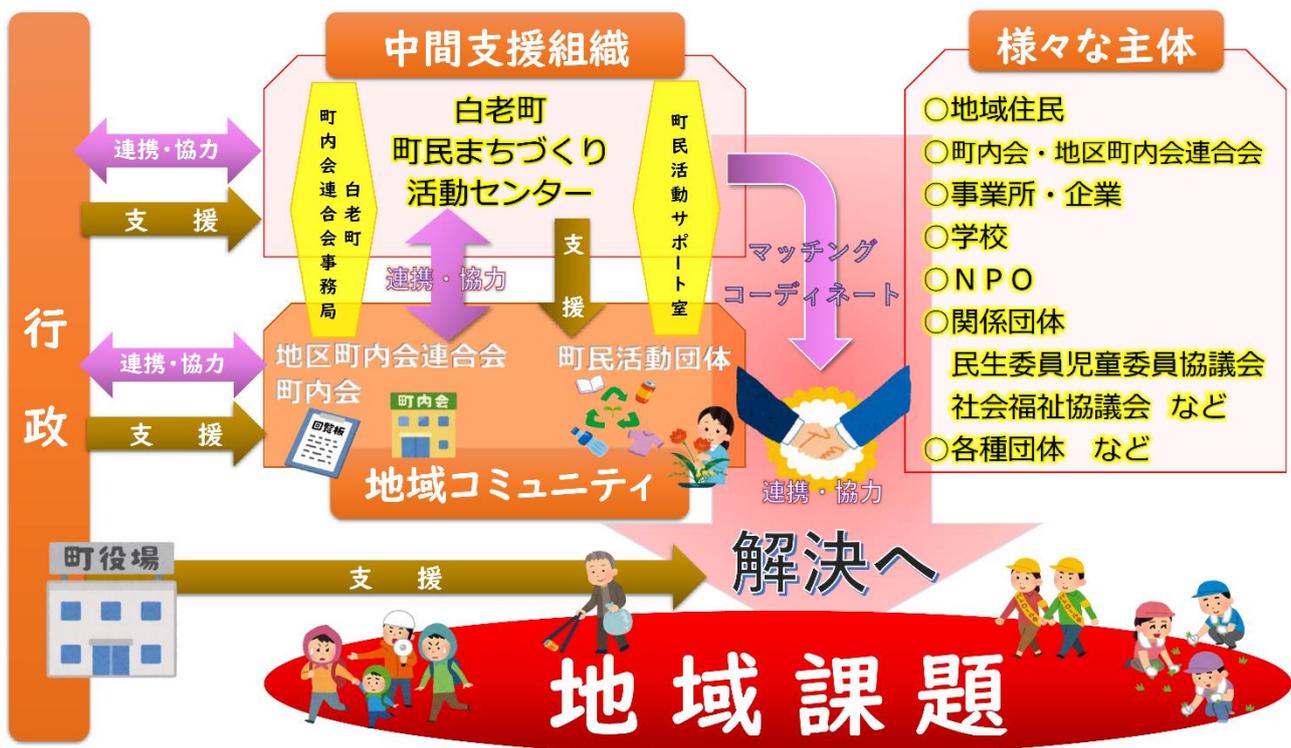
### (2) 相談・コーディネート機能の拡充

- 地域コミュニティの活動に関する困り事や、持続可能な活動を進めるためのアドバイスなど、気軽に相談できる「拠り所」としての機能が求められています。
- 課題解決を図るため、行政や事業所企業、各種団体などの様々な主体と、ひと・もの・お金・情報などの地域資源を、有機的につなげていく必要があります。
- 北海道立市民活動促進センターや NPO 法人北海道 NPO サポートセンター等との連携を強化し、知識や情報の蓄積を図るほか、まちづくりの拠点として組織力や機能などを高めるとともに、職員の知恵や技能の向上による相談体制の強化を図ります。
- 中間支援組織として、様々な主体が協働でまちづくりを推進するための総合窓口の役割を担い、人と人、人と場所、団体同士をつなぎ、それぞれの特徴・個性を活かした活動のコーディネートを行います。

### (3) 組織力強化・ひとづくり機会の充実

- 地域コミュニティが持続可能な活動を進めていくためには、組織力や組織運営能力の強化のほか、担い手やリーダーの発掘・育成が必要になります。
- 「まちづくり」や「地域コミュニティの活動」に対し、関心があっても一歩を踏み出せない「潜在的な担い手」も存在していると推測されます。
- 地域コミュニティが各種の活動を行うに際し、必要となる基礎的な知識、組織力や組織運営能力の向上など持続的な活動を行うための技能や技術を高めることができるよう、適切な指導や研修会の開催などを行います。
- 地域コミュニティが持続的に活動を続けられるよう、担い手やリーダーの発掘・育成機会の充実に努めます。

<参考> 地域課題解決に向けた『中間支援組織と様々な主体の関連性』の概略図



## 8 行政が取り組むもの

- 町は「白老町自治基本条例」に定める役割に基づき、「しあわせを感じるまち」の実現に向けて各種取り組みを実施します。
- 地域コミュニティの現状や課題を適切に把握し、地域コミュニティの自主性や自律性を尊重します。
- 様々な部署が連携し、社会情勢なども踏まえた適切で望まれる施策等の展開について、地域コミュニティの負担が増えないよう考慮しながら、最大限に努めるものとします。

### (1) 地域コミュニティに対する支援

- 地域コミュニティの役割は、人口減少・少子高齢化が進行する中であって、その重要性が増していくものと捉えています。
- 特に住民自治の根幹となる町内会は、多様化・複雑化する地域課題の解決に向け重要な役割を担うことから、活動基盤の強化がますます必要になっていきます。
- 地域コミュニティが行う多様な主体が参画する地域づくりなどの活動に対し、必要な支援を行います。
- 担い手やリーダー育成など「ひとづくり」に係る研修機会を充実します。
- 組織運営に係るアドバイスなど、活動を持続的に行う事ができるように、様々な支援を行います。

### (2) 情報共有、公開の充実

- 行政が地域とともに「まちづくり」を進めるためには、地域における課題や現状の把握とともに、行政が持つ各種計画や地域に関連する様々な情報の積極的な発信による「情報共有」がスタートラインになります。
- 地域の課題やニーズを的確に把握できるように、地域住民との対話などにより、地域情報の収集を積極的に進めます。
- 様々な情報を、個人情報保護にも配慮しながら、住民、そして地域コミュニティと共有することにより、開かれた町政運営や協働のまちづくりを推進します。
- 保有する情報をわかりやすく提供・公開するよう、効果的で積極的な情報発信を行います。

### (3) 中間支援組織機能の充実にに向けた支援

- 町内会や町民活動団体などを支援する「白老町町民まちづくり活動センター」は、協働のまちづくりの拠点であり、情報の集約や発信、相談対応や学習機会の創出、課題解決のための様々なコーディネート機能など「地域コミュニティの拠り所」として重要な役割を担っています。
- 協働のまちづくりの拠点である「白老町町民まちづくり活動センター」に対し、各種団体間の仲介、様々なコーディネートなど中間支援組織としての機能充実に向け、財政的な支援や、地域支援員などとの連携を含めた人的支援などを行います。

### (4) 職員理解と参加の促進

- 地域コミュニティが自主的、自律的に活動を続けるためには、様々な課題・問題に対し、行政が柔軟かつ適切に対応し、庁内全体で支援を行う必要があります。
- 職員は、白老町自治基本条例のほか、本指針についても十分に理解を深めた上で、部署間での連携や、地域コミュニティとの協働などを意識し、地域課題が解決されるよう努める必要があります。
- 自治基本条例第24条に定める「職員の責務」に従い、職員は町民との信頼関係を深めるよう心掛け、日々の職務遂行に当たります。
- 職員は、本指針に関する理解を深め、地域課題に対応する施策の立案など地域が求め望むことへの的確に対応できるよう、「地域の声」の傾聴に努めます。
- 職員は自ら居住する地域の活動などに積極的に参加し、見聞を広げ、活動の経験値や地域課題の実感を得て、職場においてもその経験を生かし、地域目線での職務遂行に努めます。



＜参考＞ 検討の経緯

「白老町地域コミュニティ基本指針（仮）」策定検討会

1 「白老町地域コミュニティ基本指針（仮）」策定検討会経緯

回	年 月 日	内 容
第1回	令和4年 6月10日(金)	基本指針(仮)の役割、策定に向けて(現状分析)
第2回	7月26日(火)	現状等の分析、策定に向けて(構成案)
第3回	8月25日(木)	策定に向けて(案の検討)
第4回	11月15日(火)	策定に向けて(案の検討)

2 「白老町地域コミュニティ基本指針（仮）」策定検討会名簿 【敬称略】

(白老町町民まちづくり活動センター運営委員会委員)

No.	氏 名	所 属
1	吉 村 智	白老町町内会連合会
2	大 坂 節 生	白老町花とみどりの会
3	山 田 和 子	白老町防犯協会
4	高 木 藤 子	白老町自衛隊協力会連合会
5	桑 田 正 博	白老町環境町民会議
6	吉 田 末 治	白老町民生委員児童委員協議会
7	本 間 桂 子	白老町婦人団体連絡協議会
8	庭 山 了	白老町社会福祉協議会
9	中 谷 通 恵	NPO法人お助けネット
10	高 尾 利 弘	白老町総務課
11	冨 川 英 孝	白老町政策推進課
12	三 上 裕 志	白老町生活環境課
13	工 藤 智 寿	白老町産業経済課
14	伊 藤 信 幸	白老町教育委員会生涯学習課

策定 事務局	喜 尾 盛 頭	白老町政策推進課地域戦略推進グループ
	越 前 寿	
	溝 口 泰 子	
協力	牧 野 直 樹	白老町町民まちづくり活動センター
	佐 藤 農 夫 雄	

# 白老町地域コミュニティ基本指針

令和5(2023)年〇月発行 第1版  
北海道白老町 政策推進課